

宇都宮市本庁舎広告付き庁舎案内板設置事業者募集要項

宇都宮市は、本庁舎 1 階各玄関脇壁面に広告付き庁舎案内板(以下「庁舎案内板」という。)を設置する事業者を募集し、一般競争入札により決定します。

入札を希望される方は、本要項を熟覧し、内容を承知の上で御参加ください。

1 目的

この事業は、事業者には広告宣伝の機会を提供することにより地域産業の活性化を促進するとともに、広告料等の収入により財源を確保するため、宇都宮市本庁舎 1 階各玄関脇に広告付き庁舎案内板を設置するものです。

2 募集に係る事業の概要

(1) 事業名

宇都宮市本庁舎広告付き庁舎案内板設置事業

(2) 実施場所（ア及びイ全てで実施するものとします。）

ア 広告付き庁舎案内板

- ① 宇都宮市本庁舎 1 階正面玄関脇壁面
- ② 宇都宮市本庁舎 1 階東玄関脇壁面
- ③ 宇都宮市本庁舎 1 階南玄関脇壁面

イ フロア案内板

2 階中央階段前及び 3 階から 1 5 階西側通路

(3) 実施期間

令和 8 年 1 月 5 日(月曜日)から令和 1 2 年 1 2 月 2 7 日(金曜日)まで

(4) 事業者が設置する案内板の仕様

別紙「宇都宮市本庁舎広告付き庁舎案内板設置事業仕様書」のとおり

(5) 案内板に掲載する広告

「宇都宮市広告事業実施要綱」「宇都宮市広告事業掲載基準」「宇都宮市本庁舎広告付き庁舎案内板に係る広告掲出取扱要領」に定める基準等を満たすものとします。

(6) 事業の実施に伴う協定の締結

事業者は、協定書を作成し、行政財産使用許可を受けた後、市に広告料及び行政財産の目的外に係る使用料を納付することとなります。

(7) 宇都宮市本庁舎の概要

名称	宇都宮市本庁舎
所在地	宇都宮市旭 1 丁目 1 番 5 号
開庁時間	月曜日～金曜日（祝日を除く。）の午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分 ※市民課及び納税課は月曜日のみ窓口を午後 7 時まで延長
閉庁日	土・日曜日、祝日及び年末年始（1 2 月 2 9 日～1 月 3 日）
参考数値	来庁者数見込み 1 0, 0 0 0 人／日

3 入札参加資格

次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 自ら広告主を募集し、案内板の作成及び保守・管理ができること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取り消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (5) その他、募集要項の定める条件及び関係法令を遵守すること。

4 入札への参加方法等

入札参加希望者は、次のとおり、必要書類を御提出ください。

- (1) 受付期間 令和7年11月10日（月）から令和7年11月20日（木）まで
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 受付場所 宇都宮市理財部管財課
（宇都宮市旭1丁目1番5号 宇都宮市本庁舎5階）
- (4) 受付方法 持参の場合は、市役所5階の管財課へ提出してください。郵送の場合は「〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5 宇都宮市役所 理財部 管財課あて」に「広告付き庁舎案内板設置事業申込書在中」と明記し、簡易書留で郵送してください。（簡易書留以外は無効となります。）
- (5) 提出書類（提出部数各1部）

	提出書類
①	宇都宮市本庁舎広告付き庁舎案内板設置事業申込書 （代表者（契約締結権限を有する者）の氏名・押印があること。）
②	誓約書（代表者（契約締結権限を有する者）の氏名・押印があること。）
③	会社の概要等、会社の事業内容が分かるもの（様式問わず）※法人の場合
④	宇都宮市広告事業見積書

5 入札額

入札額は年額とし、消費税及び地方消費税、電気料金、行政財産目的外使用料を含まないものとして、入札してください。

※ 行政財産目的外使用料は、広告付き庁舎案内板の面積を基に算定し、市が年度ごとに一括して請求するものとする。（年度ごとに金額が異なります。）

※ 電気料金は、機器カタログ等の定格電力、稼働時間、市役所本庁舎の電力量料金実績単価を基に算出し、年度ごとに一括して請求するものとする。

6 広告料等

事業者は市に広告料を納めるものとし、広告料とは別に本庁舎の使用に伴う行政財産目的外使用料及び電気料金を納付することとします。

7 最低入札額

1, 200, 000円（年額・税抜、行政財産目的外使用料・電気料を含まず）

（参考）令和7年4月から12月までの行政財産目的外使用料 711, 430円（税込）

令和6年4月から令和7年3月までの電気料 52, 513円（税込）